

領事窓口業務等の変更のお知らせ（通常時間への復旧）

令和2年5月29日
在パナマ日本国大使館

3月25日及び4月22日に当館の領事窓口業務受付時間帯等を一時的に変更する旨お知らせしたところですが、6月1日より開館時間、領事窓口受付、交付時間を含め、全て以下の従来通りの時間帯に戻すこととします。

1 開館時間

08:30～12:30, 14:00～17:00

2 領事窓口受付・交付時間

【査証】08:30～12:30（受付）、14:00～16:30（交付）

【その他】08:30～12:30, 14:00～17:00

3 電話相談の時間（開館時間と同様です）

08:30～12:30, 14:00～17:00

以上